

# 豊田市新エネルギー活用促進補助金

## 再生可能エネルギー発電設備と

## 再生可能エネルギー由来水素活用設備の導入を支援します

市内で製造業、運輸業の一部又はソフトウェア業等を営む中小企業若しくは中堅企業が、再エネ発電設備(太陽光発電等)又は水素活用設備を導入する費用の一部を補助します(自己所有、自家消費に限る)  
※条件付きでグリーン水素以外の利用も認めます。

【再生可能エネルギー発電枠】SDGS認証のゴールド又はシルバー以上で上乘せあり！

補助限度額 3,000万円 (SDGs認証で4,000万円)

補助率 1/2 (SDGs認証で2/3)

補助対象事業	再エネ発電設備等(太陽光発電設備、蓄電池、充電器等)を導入する事業
補助対象経費	設備費、工事費(建物補強工事費含む) 調査費、設計費等

【再生可能エネルギー由来水素活用枠】

補助率 1/2

補助対象事業 (補助限度額)	再エネ由来水素活用設備等を導入する事業
	◇ 再生可能エネルギー由来水素発電システム(限度額1億円)
	◇ 純水素型燃料電池(限度額6,500万円)
	◇ 水素燃料ボイラー(限度額4,700万円)
	◇ 温水発生機(限度額3,200万円)
◇ 水素バーナー(限度額4,200万円)	
補助対象経費	設備費、工事費(建物補強工事費含む) 調査費、設計費等

※補助要件に関する詳細はホームページや要綱、要領をご確認ください。  
予算の範囲内での交付です。別途、導入設備の規模に応じた上限額があります。

## 対象業種

- ア 製造業
- イ 運輸業(中分類44-道路貨物運送業又は中分類47-倉庫業)
- ウ ソフトウェア業(小分類391-ソフトウェア業)
- エ 完全人工光型の野菜工場
- オ 製品の製造にかかるサービス業
- カ 製品の製造に係る情報通信業  
(細分類3719-その他の固定電気通信業、小分類391-ソフトウェア業又は小分類392-情報処理・提供サービス業)
- キ ファブレス事業  
(小分類726-デザイン業、小分類743-機械設計業又は小分類744-商品・非破壊検査業)

## 対象事業者

下記の(1), (2)のどちらかに該当する者

(1)市内に事業所を置く中小企業者

ア 市内に住所及び事業所を有する個人      イ 市内に事業所を置く中小企業及び企業団体

(2)市内に事業所を置く中堅企業者

## 注意事項

- ・自己所有、自家消費が対象です。
- ・中古品は対象外です。
- ・売電等は認めません。
- ・補助対象経費は消費税及び地方消費税を除き、300万円以上であること
- ・水素活用設備を除き、原則市内に本店等を有する事業者が発注すること
- ・水素活用設備等を導入する場合は、同一事業所内に再生可能エネルギーによる発電設備を所有すること
- ・水素燃料ボイラー、温水発生機、水素バーナーは水素専焼のみを対象とし、低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン適合機種であることを条件とします。
- ・将来的に、使用する水素を再エネ由来水素に切り替えることを条件に、再エネ由来水素の基準を満たさない水素の利用も認めます。
- ・その他、導入機器に対して条件があります。要綱、要領を確認してください。

## 申請から交付までの基本的な流れ

### 事業者

### 市

#### ①指定申請

- ・指定申請受付期限  
**令和9年2月28日(日)**

#### ②審査

- ・審査期間は  
1~2か月程度

#### ③事業着手

- ・設備等を発注すること
- ・①指定申請日の翌日以降から可能

#### ④指定

#### ⑤事業完了

- ・補助事業の最終支払日
- ・原則、④の指定日から  
1年以内

#### ⑥交付申請

- ・⑤の事業完了日から  
30日を経過する日  
又は**令和10年2月29日**  
のいずれか早い期日  
まで

#### ⑦審査

- ・審査期間は  
1~2か月程度

#### ⑧交付決定

#### ⑨請求

- ・⑧の交付決定後速やかに

#### ⑩支払

## 問い合わせ先

第3版 令和8年4月1日作成

豊田市役所 産業部 産業振興課  
(〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所西庁舎7階)  
電話 0565-34-6641 FAX 0565-35-4317  
E-mail [kigyo-yuchi@city.toyota.aichi.jp](mailto:kigyo-yuchi@city.toyota.aichi.jp)

